平成２５年（フ）第９３号
佐賀県武雄市西川登町大字神六25391番地３
破産者　西野　義勝
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５６６号
札幌市西区発寒４条５丁目１番18号　アーバンサイド102号
破産者　羽田いせ子
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６８号
札幌市中央区南16条西14丁目２番30―202号
破産者　稲村　俊二
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４３号
札幌市北区北31条西11丁目１番１―106号
破産者　坂本　教幸
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
宮城県亘理郡亘理町吉田字流146番地1156
破産者　森　　光一
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５０号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―911号
破産者　高橋　玲子
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
仙台市太白区鈎取３丁目26番７号　パークヒルズ鈎取203
破産者　鹿又　由貴
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６０３号
仙台市若林区大和町１丁目15番34号　オークヒルズ205
破産者　中谷　一彬
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
宮城県栗原市志波姫南郷蓬田12番地
破産者　鹿野　喜一
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
宮城県栗原市築館字黒瀬下屋敷58番地２
破産者　佐藤　秀子
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
宮城県大崎市古川大宮５丁目５番７号、従前の住所宮城県大崎市古川大宮１丁目１番46号
破産者　佐々木國雄
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
秋田県仙北郡美郷町金沢東根字柳田43番地１
破産者　菅原マリ子
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第８９号
山形県東根市大字蟹沢1774番地30　ファミネスハイツ海老澤２号館205、前住所山形県村山市河島山３番地41
破産者　菅　　秀春
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
山形県西村山郡朝日町大字松程10番地１
破産者　長岡　弘子
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５５号
山形市大字山寺7127番地
破産者　伊藤　孝次
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字狸塚1180番地６
破産者　佐藤　英彰
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２６２号
埼玉県熊谷市桜町２丁目２番21号　ラ・セーヌ熊谷Ⅱ103、破産手続開始時の住所埼玉県熊谷市下恩田257番地１
破産者　島﨑　　満（旧姓石川）
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７５号
長野県須坂市北相之島202番地　Ａ―19
破産者　遠藤　　守
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３１号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅２棟222号
破産者　柏木　　学
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部